

第1回三重県一般海域管理条例（仮称）あり方検討会 議事録

日時：令和7年9月17日（水）14：00～16：00

場所：三重県勤労福祉会館 地階 特別会議室

あり方検討会の設置及びスケジュールについて

- ・意見無し

規約について

- ・規約について承認する。
- ・施行日を令和7年9月17日とする。

会長等の選任について

- ・会長を葛葉委員、副会長を西澤委員とすることについて、了承する。

三重県一般海域管理条例（仮称）の制定について

- ・別紙1のとおり

第1回連絡調整会議の意見について

- ・別紙2のとおり

今後について

- ・第2回あり方検討会は10月23日（木）に開催します。

 三重県一般海域管理条例（仮称）の制定について

三浦委員:所有者不明かつ廃棄物と特定できない場合に、簡易代執行を用いるということだが、強制執行という枠組みで制度化するということか。

事務局:そのように考えている。

三浦委員:強制執行は法律事項となっているので、条例で手続きを制定することはかなり慎重に考えた方がよい。

事務局:法務課でも指摘されている。第2回までに考えさせていただく。

清野委員:防災面や環境面、利用面等の観点から施設を防護する目的で海岸保全区域を全面的に指定することはできないか。

事務局:三重県の一般海域は崖のような場所で、背後に施設等の防護するべきものがないため海岸保全区域に指定できず、海岸法の網がかけられない。

西澤委員:条例制定となると条例の必要性や立法事実が必要になるが、三重県での一般海域の放置船が特に多いという事情はあるか。56隻は全国的に多いのか。

事務局:放置船の統計が取れているのが港湾区域・漁港区域・河川区域で一般海域においては統計が取れていない。浜島地区において油漏れが発生していて議会や放置船対策推進会議で問題となっている。

葛葉委員:三浦委員からご指摘のあった監督処分については、要検討ということで話し合いが元に戻ることもあるかもしれないが強制的な処分の所だけなので問題ないか。

事務局:岡山県は「所有者不明かつ廃棄物と特定できない船舶を簡易代執行により管理者自ら除去等できる」旨を条例で規定している。三重県においても同様に規定したいと考えているが、監督処分の項目に含めるかは検討する。

葛葉委員:議会までに間に合えばよいのでよろしくお願いします。

西澤委員:放置等禁止区域という概念が出てくるのは監督処分のみか。

また、占用許可が必要な範囲については放置等禁止区域に関わらず一般海域全域とするのか。

事務局:そのとおり。放置等禁止区域は放置船により二次災害が生ずる恐れのある部分にする予定である。

西澤委員:一般海域全域という広範囲で占用許可をとる必要はあるのかという疑問がある。また、放置等禁止区域の指定は専門家を含めた会議等で行うのか。

事務局:各地域において放置船対策推進会議を開催し放置等禁止区域の範囲を決定する。

三浦委員:先程の簡易代執行の件について、放置等禁止区域を定めて船舶を撤去する手続は強制執行の枠組みを使わなくとも即時強制という条例で制定できる制度があるので、採用する可能性も含めて法務課とご相談いただきたい。

三浦委員:条例の適用海域は領海内（12海里）か。

事務局:はい、領海内の海域全てになる。

三浦委員:一般海域の定義から再エネ海域利用法の促進区域は外すイメージで良いか。

事務局:そのとおり。

三浦委員:そうすると、洋上風力発電の設備を設置する時に占用許可は対象外ということになる。

条例の趣旨目的をどう位置付けるかによって変わるが再エネ海域利用法と異なる目的をもつのであれば、占用許可の対象とすることも可能かと思われる。

三浦委員:条例の目的について、海洋環境や生態系保全、生物多様性等を守備範囲とする予定は持ち合わせていないのか。

海洋基本法が海洋環境の保全を全面的に出しているの、今この段階で制定される条例だと当然期待される部分かと思う。

事務局:現時点でその観点がなかったの、海洋基本法も含めて勉強させていただく。

三浦委員:これは占用許可基準にも関係してくる。

占用許可基準と条例の目的が当然一致している必要があるの、海洋環境保全や環境保全上の配慮が事業者のうちで守られているか、当該工作物が何か影響を及ぼさないか等を審査可能かという問題にもなる。

今後、議論になる可能性があるかもしれないと考えている。

事務局:次回までにお答えできるようにさせていただく。

清野委員:三浦委員からの指摘もあるが、三重県の海藻生育地域において放置船により油が流れたり、物理的な損害をもたらす等、防災上の観点だけでなく、環境保全上の損害もありうる。海洋基本法に基づく地方自治体が果たすべき役割で三重県独自の生態系を守る必要があると思われる。また、海岸法の目的に環境保全が含まれていることから、総合的に見ていただくのが良いと思う。

清野委員:船舶の定義について、動く場合や動く可能性がある場合、座礁している場合等あると思うが、条例の中で定義付けなくて良いのか。

事務局:放置船対策会議において放置等禁止区域の範囲を決定するが、将来的には海岸沿い全域を指定したいと考えている。また、会議の中で各地域にとって支障となる船舶をそれぞれ決めるので条例の中ではあえて定義付けない。

清野委員:船の形をしたオブジェだ等という人がいたり、過去に船舶の定義について揉めている事例がある。

清野委員:この条例を運用する際、放置船の判断基準を明確にする必要がある。様々な意見があるため、あらゆるケースを想定して条文で読み込める内容にするべき。放置の定義や損害内容を文言にすることは難しいが、罰則に関わる場合は考慮した方が良い。また、環境保全や公衆の適正利用に関しても基準を検討して誤解を避けるために条文の適用について事前に考慮しておくべき。

葛葉委員:するりと抜けられる部分を作らなければ全部を書く必要はないと思うが色々と考えていただきたい。

 第 1 回連絡調整会議の意見について

清野委員: 水域での占有の定義を確認する必要があると思う。潮位や流れの影響で物が移動するため、意図的かどうかや高波による不作為の影響を考慮する必要がある。放置船に関しては、漂着物処理推進法に関わり所有者の特定や違法行為の判断が複雑。長期間放置されている場合に漂流したからという理由で自分の責任ではないと主張されることもあるため適切な対応策を検討する必要がある。

植地委員: 条例の内容を現場の漁業者や漁協に対して分かりやすくしていただきたい。

三浦委員: 立法事実が求められるのは、陸域での土地所有権（財産権）に対して制約をかける場合であり、海という公共空間において管理者として一定の行為を規制することは可能である。そのため、立法事実を過度に意識しない方が良い。